

# 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

(平成一六年三月三十一日法律第一一号)

## 一、提案理由(平成一六年二月二七日・衆議院国土交通委員会)

石原国務大臣 ただいま議題となりました奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

奄美群島及び小笠原諸島につきましては、それぞれ、昭和二十八年、昭和四十三年の本土復帰以来、これまで国の特別措置及び関係地方公共団体や島民の方々の不断の努力により、基礎条件の改善とその振興開発を着実に実施し、各般にわたり相応の成果を上げてまいったところでございます。

しかしながら、両地域は、本土から隔絶した外海に位置しているなど、厳しい地理的、自然的特性等の特殊事情による不利性を抱え、なお本土との間に経済面、生活面での諸格差が存しており、これらを克服するとともに、これまで不利性としてとらえられてきた特性を優位性として伸ばし、あわせて地元の発意と創意工夫を生かしていくことによって、両地域の自立的な発展を促進していくことが求められております。

この法律案は、このような趣旨を踏まえ、それぞれの法律の有効期限を五年間延長し、従来国が定めていた両地域における振興開発計画を、国の定める基本方針に基づき鹿児島県または東京都が定めることとするなどの改正を行うとともに、独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立するものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、それぞれの法目的に自立的発展に資することを規定するとともに、国は、両地域の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資する振興開発が図られるべきことを基本理念とする基本方針を定め、また、鹿児島県または東京都は、当該基本方針に基づき、市町村の案をできる限り反映させつつ、それぞれの振興開発計画を定めることとしております。

第二に、両地域の振興開発を図るに当たって必要な配慮規定等を設けることとしております。

第三に、奄美群島振興開発基金を解散して、新たに独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立することとしております。

第四に、法律の有効期限をそれぞれ平成二十一年三月三十一日まで五年間延長することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

## 二、衆議院国土交通委員長報告(平成一六年三月一六日)

赤羽一嘉君 ただいま議題となりました奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに両地域における最近の社会経済情勢にかんがみ、これらの地域の自立・主体的な振興開発を促進するため、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限をそれぞれ五年間延長すること、

第二に、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画を国の定める基本方針に基づき都県が策定すること、

第三に、奄美群島振興開発基金を解散して独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立すること

などであります。

本案は、去る二月二十五日本委員会に付託され、同月二十七日石原国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、三月十二日に質疑を行いました。質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第でございます。

なお、本案に対し、両地域の自立的発展を支援する等の観点から、地場産業及び観光産業の育成並びに本土との交通利便性の確保のための施策を推進すること等七項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年三月一二日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針については、地元の創意や工夫が十分に発揮できる内容となるよう留意すること。また、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画についての協議では、都県が作成した計画内容を十分尊重すること。
- 二 地元の意志を地域振興に反映させるため、地域住民、関係団体等多様な主体の積極的な参画の下で奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画が策定されるよう十分配慮すること。
- 三 地域の個性と魅力を生かした自主的かつ主体的な振興開発に資するため、その担い手となる人材の育成に関する施策を積極的に支援すること。
- 四 奄美群島の特性に即した産業の振興を図るため、大島紬等地場産業の育成に努めるとともに、自然環境の保全にも留意しつつ農林水産業、観光・リゾート産業等の開

発・推進及び流通の改善に資するよう、ハードとソフトを一体的に活用した総合的・戦略的な施策の展開に特段の配慮をすること。

五 奄美群島振興開発基金の独立行政法人への移行に当たっては、自律的かつ効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すとともに、産業の振興のために必要な業務が確実に行われるようその充実強化に努めること。

六 小笠原諸島の産業の振興を図るため、観光産業を中心とした産業間の連携を強化するとともに、自然環境の保全にも留意しつつハードとソフトを一体的に活用した総合的・戦略的な施策の展開に特段の配慮をすること。特に、平成十七年春に就航が予定されているTSLを最大限活用した観光振興を図るとともに、空港整備等本土との交通利便性の確保に努めること。

七 振興開発事業については、沖縄との均衡を考慮しつつ、本土等との格差の是正のための対策を講じるとともに、財政の弾力的支援など自立的発展を支援するための施策を講じること。

三、参議院国土交通委員長報告（平成一六年三月三一日）

輿石東君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案は、奄美群島及び小笠原諸島における地域の主体的な振興開発を促進するため、法の有効期限をそれぞれ五年間延長するとともに、それぞれの振興開発計画を国の定める基本方針に基づき鹿児島県又は東京都が作成することとし、特殊法人等整理合理化計画に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両地域における振興開発事業の成果と課題、離島航空路線の運賃引下げの必要性等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

なお、三法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年三月三 日）

政府は、本法の施行に当たり、奄美群島及び小笠原諸島を取り巻く現状を深く認識し、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針については、地元の創

意や工夫が十分に発揮できる内容となるよう留意すること。

また、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画についての協議では、都県が作成した計画内容を十分尊重すること。

二、地元の意思を地域振興に反映させるため、市町村、地域住民、関係団体等多様な主体の積極的な参画の下で奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画が策定されるよう十分配慮すること。

三、地域の個性と魅力を生かした自主的かつ主体的な振興開発に資するため、地域ごとのニーズに応じた社会資本の整備を図るとともに、ハードとソフトを一体的に活用した総合的・戦略的な施策の展開に特段の配慮をすること。特に、地元主体の地域振興の担い手となる人材の育成に関する施策を積極的に支援すること。

四、振興開発事業については、沖縄との均衡を考慮しつつ、本土等との格差の是正のための対策を講じるとともに、課税の特例措置の充実及び財政の弾力的支援など自立的発展を支援するための措置を講じること。

五、奄美群島の特性に即した産業の振興を図るため、大島紬・黒糖焼酎等地場産業の育成に努めること。また、自然環境の保全にも留意しつつ、新しい時代にふさわしい農林水産業、観光・リゾート産業等の開発・推進及び流通の改善が図られるよう配慮すること。

六、奄美群島振興開発基金の独立行政法人への移行に当たっては、自律的かつ効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すとともに、産業の振興のために必要な業務が確実に実行されるようその充実強化に努めること。

七、小笠原諸島の産業の振興を図るため、世界自然遺産候補地としての推薦に向けて自然環境の保全にも留意しつつ、観光産業を中心とした産業間の連携の強化が図られるよう配慮すること。特に、平成十七年春に就航が予定されているＴＳＬ（テクノスーパーライナー）を最大限活用した観光振興を図るとともに、空港整備等本土との高速交通の利便性の確保に努めること。

八、奄美群島を含む離島航空路線について、離島住民の生活路線であること、また、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等にかんがみ、航空路線の安定的運航の確保及び一層利用しやすい運賃設定に資する環境整備に努めること。

右決議する。